

黒潮町公告第14号

地域計画変更（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法第19条第7項の規定に基づき公告・縦覧します。

なお、本地域計画変更（案）に関する利害関係者は、縦覧期間の満了日までに町に意見書を提出することが出来る。

令和8年3月11日

黒潮町長 大西 勝也



- 1 地域計画変更（案）の縦覧期間
自 令和8年3月12日
至 令和8年3月25日

- 2 地域計画変更（案）の縦覧場所
 - ・ 黒潮町本庁農業振興課
黒潮町入野5893番地

 - ・ 黒潮町佐賀支所海洋森林課
黒潮町佐賀1092番地1

 - ・ 黒潮町ホームページ